

産業廃棄物処分業許可証

住所 岡山県岡山市北区下中野347番地104

氏名 平林金属株式会社

代表取締役 平林 実



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治

許可の年月日 平成27年 3月31日

許可の有効年月日 平成34年 3月30日



1. 事業の範囲

	産業廃棄物の種類	中間処理	
		切断	圧縮
(1)	廃プラスチック類	○	○
(2)	紙くず	○	○
(3)	木くず	○	○
(4)	ゴムくず	○	○
(5)	金属くず	○	○
(6)	ガラスくず等	○	○
(7)	がれき類	○	○

・以上7品目、いずれも特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。
・(1)、(5)及び(6)については、自動車等破砕物を除く。

(備考)

- ・「○」は取り扱うことができるものを示す。
- ・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 事業の用に供するすべての施設

別紙のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年 2月26日 更新許可

平成29年12月11日 変更届（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の有無の変更）

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

別紙

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類：金属くず等の切断施設

設置場所	鳥取県米子市旗ヶ崎2316番地	
設置年月日	平成15年3月18日	
処理能力	160トン/日(20トン/時間×8時間/日)	
保管施設	廃プラスチック類、紙くず、木くず、 ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、 がれき類	保管容量501.81m ³ (保管面積310.4m ²)

(2) 施設の種類：金属くず等の圧縮施設

設置場所	鳥取県米子市旗ヶ崎2315番地	
設置年月日	平成15年3月18日	
処理能力	96トン/日(12トン/時間×8時間/日)	
保管施設	廃プラスチック類、金属くず、ガラ スクズ等	保管容量124.8m ³ (保管面積62.4m ² 、保管の最高高さ2m)
	廃プラスチック類、紙くず、木くず、 ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、 がれき類	保管容量3.7m ³ (保管面積6.72m ²)

